

区立施設使用料の見直し(案)発表

住民の声受け、集会施設は値下げ 一方、体育施設は更なる値上げ

区立施設の使用料を改定する「施設使用料の見直し(案)」が示されました。現在パブリックコメントが行われています。前回(2015年)の見直しで、使用料が2倍~3倍へと引き上げられたことにより、多くの区民、団体が利用を断念せざるを得ない実態が発生しています。党区議団は、この問題を議会で告発し、一貫して引き下げを求めてきました。

今回の見直しでは、使用料の算定方法が大きく変更され(表1)、集会施設が現行より引き下げになる一方、大規模ホール、体育施設の使用料が値上げとなります。値下げとなる施設でも前回改定前の2倍近い水準にとどまっております(表2)、依然として問題を抱えています。

表1. 施設使用料の算定対象経費

現行	施設にかかる維持管理経費 【直接的人件費+維持管理経費の経常的経費】
見直し後	施設にかかるフルコスト(原則) 【人件費(区職員を除く)+施設建設費(減価償却費)+維持管理経費の経常的経費】

【変更理由】見直し(案)では「利用者と未利用者との負担の公平性の観点から、施設に係る経費全額を算定対象とする」(区資料より)として原価の計算方法が変更されるとともに、施設ごとの受益者負担率が導入される内容となっています。

表2. 見直し(案)と過去の使用料の比較

施設名	施設使用料の変化(円)				
		2014年 (前回改定前)	2019年 (現行)	2020年 (案)	2014年 との比較
上井草スポーツセンター野球場(2時間)	一般	3,200	3,800	4,700	1.47倍
	登録団体	1,600			2.93倍
高円寺体育館(全面貸切)(2時間)	一般	3,300	5,900	6,000	1.81倍
	登録団体	1,650			3.64倍
和田堀調節池庭球場(2時間)	一般	800	1,000	1,500	1.88倍
	登録団体	400			3.75倍
ゆうゆう今川館 洋室1(午前3時間)	一般	1,400	1,300	2,100	1.50倍
	登録団体	700			3.00倍
浜田山会館ホール(土日祝)(午前3時間)	一般	7,600	7,800	6,800	0.89倍
	登録団体	3,800			1.79倍
セシオン杉並第8集会室(午前3時間)	一般	2,200	2,700	2,100	0.95倍
	登録団体	1,100			1.90倍

※一部の体育施設では値上げとならない場合があります。また、集会施設でも値下げにならない場合があります。
※2014年の「登録団体」は、登録団体半額制度の使用料。

党区議団が情報公開請求

区の使用料引き上げに、道理無し！！

党区議団は、近隣自治体と比較しても高すぎる実態を告発。引き下げを求めてきましたが、区は引き上げが適正であると強弁していました。

一方、情報公開によって開示された内部資料によると、区内部では「総じて近隣自治体よりも高くなっている」と

の認識を示していたことが明らかとなりました。

区民にとって使いづらいほど高くなっていることを認識しつつ、議会でそれを認めない区の姿勢は、区民を欺くものであり許されません。

【内部資料①】 前回改定で2倍、3倍となった使用料、「高すぎる使用料」と認めない区、しかし内部打合せでは・・・

◆内部資料『使用料・手数料検討委員会 平成30年6月25日 使用料の見直しについて(案)』より

「**現行の使用料でも総じて近隣自治体よりも高くなっていること(中略)などから算定方法や(中略)対象とする施設の範囲等についても見直しを図ることとする。**」

◆内部資料『平成30年度第1回使用料・手数料等検討委員会メモ』(H30.6.25)より

「**近隣の自治体の状況からみても、全体的な使用料引き上げは実施しにくい。**」

【内部資料②】「受益者負担の適正化」というが、 上げ下げは区の思いのまま・・・

◆内部資料『H29.11.28 施設再編との打ち合わせメモ』（財政課）より

算定方法の見直しについて、「施設別に負担割合をかけることで、値上がりするところと値下がりするところのメリハリをつけたい。」

◆内部資料『H30.4.19 財政課長・庶務班打ち合わせメモ』（財政課）より

「やはり上がり・下がりがある方がいいため、フルコストにして負担割合をかける方向で行く」

区は使用料の引き上げについて、ことあるごとに「受益者負担の適正化」と言います。しかし、内部資料からは値上げ・値下げを操作し、「メリハリ」をつけることを当初から方針化していることが読み取れます。

住民や利用者の実態などお構いなしに、計算方式を恣意的に決定する姿勢は改めるべきです。

使用料算定の根拠となる原価計算の際、計算に使用される利用可能人数を操作することで、いくらでも使用料を変更できることが明らかとなりました。

区の都合で使用料を恣意的に操作することは大問題です。

【内部資料③】使用料の算定根拠も区の都合で変更

◆内部資料『H31.3.6 学校開放施設の資料料算出について』（財政課）より

**「プールは最新の決算数値で算出すると、200円⇒500円になる。経費を調整するわけにはいかないの
で、利用可能人数の出し方（会館日数×館数×定員×率45%）を見直す。」**

誰もが気軽に使える使用料へ

前回の見直しでは、使用料の引き上げと共に登録団体半額制度も廃止されました。その為に区立施設の利用率が低下する事態になっています。（表3）

地方自治法では、公の施設の設置目的は住民の福祉を増進するためと定められています。

区立施設の使用料は、無料または低額にして、誰もが安心して利用できるようにすべきです。

廃止された登録団体半額制度の復活など、使用料を前回改定前の水準に引き下げるために、党区議団は全力を尽くします。

表3. 施設利用率の推移（荻窪地域区民センターの場合）

施設名		利用率の変化				
		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
荻窪地域区民センター	集会室（第1～7）	63.7%	57.4%	53.8%	47.7%	48.1%
	和室（第1～4）	47.3%	42.3%	41.2%	39.5%	36.4%
	水屋、料理室、ピアノ室など	57.8%	56.9%	55.6%	54.3%	53.5%
	センター全体	57.8%	53.9%	51.7%	48.5%	47.6%

※区資料より党区議団が作成。2014年は前回見直し前、2015年から2017年まで段階的に使用料が引き上げられた。
※一部の施設の利用率は同様の傾向にならない場合があります。

パブリックコメントに、みなさんのご意見を！！

【閲覧期間】

2019年10月1日(火)～10月31日(木)

【閲覧場所(各閲覧場所の休業日を除く)】

区役所(財政課(東棟4階)、区政資料室(西棟2階))、区民事務所、図書館(中央図書館、南荻窪図書館を除く)、区内HP(QRコード参照)

【提出先】

- ・はがき、封書：〒166-8570 阿佐谷南1-15-1 政策経営部財政課宛
- ・ファクス：03-3312-9912(政策経営部財政課宛)
- ・Eメール：zaisei-k@city.suginami.lg.jp

【記載内容】

・氏名、住所

(区内在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地、事業者の方は事業所の名称と所在地、代表者の氏名)

※主なご意見の概要とそれに対する区の考え方などは、後日「広報すぎなみ」などで公表されること。

※区HPの「パブリックコメント入力フォーム」からの記入も可能。(QRコード参照)

(区ホームページより)

使用料の見直し(案)
特設ページ(区HP)



パブリックコメント入力
フォーム(区HP)

